

昭和大学薬学部同窓会東京支部会 会計規則

<目的>

第1条 本規則は昭和大学薬学部同窓会東京支部会（以下「本会」）会則第 11 条の定めにより徴収された年会費並びに寄付金を適正に処理するための基準を明示することを目的とする。

<会計責任>

第2条 本会の会計は会長が統括責任を負い、会計担当幹事が実行責任を負うものとする。会長はその責任において会計の下に出納係を置くことができる。

<会計資料>

第3条 本会の予算案並びに決算書（案）は、会報や同窓会ホームページ等を利用して開示する。

第4条 本会の決算書並びに明細書・領収書などの記録資料は、監査後5年間保存する。但し、記録を全て電子化（PDF 化等）した年度については、5 年未満で廃棄することを可とし、電子化資料の保存期間は設けない（半永久保存）。

第5条 本会の会計関係書類は、会員の要請と幹事会による承認を経て開示される。但し、個人情報など開示不適切と幹事会が判断する内容は除かれる。

<規則の改正>

第6条 本規則の改廃は幹事会の承認後、支部総会の決議を経て行う。

<附則>

1 本規則は平成 30 年度会計より執行する。